

みどり園改築等PFI事業  
入札説明書等新旧対照表

平成22年7月20日

東葛中部地区総合開発事務組合

【入札説明書】

頁	章	節	項	旧	新
4	第2	5	(4)	才 運営引継業務	(4) 運営引継業務 (ア) 職員の研修 (イ) 福祉サービスの引継ぎ (ウ) 施設管理の引継ぎ (エ) 文書等の引継ぎ  (5) 開業準備業務
4	第2	8		・施設整備期間 契約締結日から平成26年3月まで ・維持管理期間 平成24年4月から平成26年3月まで ・運営引継期間 平成26年1月から平成26年3月まで ・運営期間 平成26年4月から平成41年3月まで	・施設整備期間 契約締結日から平成26年3月まで ・開業準備期間 平成24年4月から平成26年3月まで ・運営引継期間 平成26年1月から平成26年3月まで ・維持管理・運営期間 平成26年4月から平成41年3月まで
6	第2	9		維持管理・運営に係る費用については、自立支援給付費、利用者負担費、施設利用料、その他手数料等を収入とし、これらで不足する場合は、選定事業者の提案に基づき決定した額を組合からサービス対価として、事業期間中不足する額を事業契約書に定める額として選定事業者に支払う。	維持管理・運営に係る費用については、自立支援給付費(施設入所支援、生活介護は、 <u>公立施設減算(965/1000)が適用になる。</u> )、利用者負担費、施設利用料、その他手数料等を収入とし、これらで不足する場合は、選定事業者の提案に基づき決定した額を組合からサービス対価として、事業期間中不足する額を事業契約書に定める額として選定事業者に支払う。

【要求水準書】

頁	章	節	項	旧	新
4	第2	2	(4)	才 運営引継ぎ業務	(4) 運営引継業務 (ア) 職員の研修 (イ) 福祉サービスの引継ぎ (ウ) 施設管理の引継ぎ (エ) 文書等の引継ぎ  (5) 開業準備業務
6	第2	3		・施設整備期間 契約締結日から平成26年3月まで ・維持管理期間 平成24年4月から平成26年3月まで ・運営引継期間 平成26年1月から平成26年3月まで ・運営期間 平成26年4月から平成41年3月まで	・施設整備期間 契約締結日から平成26年3月まで ・開業準備期間 平成24年4月から平成26年3月まで ・運営引継期間 平成26年1月から平成26年3月まで ・維持管理・運営期間 平成26年4月から平成41年3月まで
7	第2	5	(6)	電気：埋設管の敷設はなし。現在は敷地南側の布湖排水路を挟んだ対岸の高圧架空ケーブルより引き込み。 電話：埋設管の敷設はなし。敷地南側の布湖排水路を挟んだ対岸にメタル架空ケーブル及び光架空ケーブルあり。現在はメタルケーブルより引き込み。	電気：現在は敷地南側の布湖排水路を挟んだ対岸の高圧架空ケーブルより引き込み。 <u>現況図面を参照のこと。</u> 電話：敷地南側の布湖排水路を挟んだ対岸にメタル架空ケーブル及び光架空ケーブルあり。現在はメタルケーブルより引き込み。 <u>現況図面を参照のこと。</u>
13	第3	4	(1)イ	表中 居室 ・短期入所用個室は各ユニットに分散させること。	表中 居室 (削除)
14	第3	4	(1)イ	表中 その他諸室 ・施設長室、応接室、事務室、医務室、静養室、書庫、会議室(2室)、職員用更衣室(男女別)、ボランティア室、洗濯・乾燥室、倉庫(リネン、消耗品)、機械室、非常用食	表中 その他諸室 ・施設長室、応接室、事務室、医務室、静養室、書庫、会議室(2室)、職員用更衣室(男女別)、ボランティア室、洗濯・乾燥室、 <u>リネン倉庫、消耗品用倉庫</u> 、機械室、非常

頁	章	節	項	旧	新
				品倉庫, 給湯室, 職員便所, 機械浴室, 食堂 (30名 (生活介護通所部門 20名, 職員等 10名)), 理美容室, 更衣室 (生活介護通所部門 20名 (男女別)) 等を設置すること。	用食品倉庫, 給湯室, 職員便所, 機械浴室, 食堂 (30名 (生活介護通所部門 20名, 職員等 10名)), 理美容室, 更衣室 (生活介護通所部門 20名 (男女別)) 等を設置すること。
21	第4	3	(2)	<p><u>ア</u> 故障や不具合が発生した後に修繕・改修を行う事後保全ではなく, 計画的に予防保全を実施すること。</p>	<p><u>ア</u> <u>維持管理業務計画書を作成し, 各年度開始日の1か月前までに組合の承諾を受け</u>ること。</p> <p><u>イ</u> 故障や不具合が発生した後に修繕・改修を行う事後保全ではなく, 計画的に予防保全を実施すること。</p> <p><u>(以降, イからクがウからケに繰り下がり。)</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>コ</u> <u>平成24年4月から平成26年3月の開業準備期間においては, 開業準備業務として, 第2, 2, (5), (ア)に示す維持管理業務を実施すること。</u></p>
24	第4	4	(2) <u>ア</u>	<p>(ア) 運営開始準備計画を作成し, <u>運営開始日の1年前までに組合の承諾を受け</u>ること。</p> <p>(イ) 運営規程, 事業計画及び各種マニュアル等を作成し, <u>運営開始の3か月前までに組合に提出</u>すること。</p>	<p>(ア) 運営開始準備計画を作成し, <u>維持管理・運営期間開始日の1年前までに組合の承諾を受け</u>ること。</p> <p>(イ) 運営規程, 事業計画及び各種マニュアル等を作成し, <u>維持管理・運営期間開始日の3か月前までに組合に提出</u>すること。</p>
24	第4	4	(2) <u>イ</u>	<p><u>(ア) 運営引継期間におけるみどり園の利用者について, 本人の希望がある場合は, 原則として事業者が支援を行うこと。</u></p> <p><u>(イ) 運営引継計画を, 組合が作成する引継書に基づき作成し, 運営開始日の3か月前までに組合の承諾を受け</u>ること。</p> <p><u>(ウ) 利用者引継計画を作成し, 運営開始日の1か月前までに組合に提出するとともに, 運営開始日の前日に完全かつ迅速に組合からの利用者の引継ぎを受け</u>ること。</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(ア) 運営引継計画を組合が作成する引継書に基づき, 運営引継計画を作成し, 運営引継期間開始日の3か月前までに組合の承諾を受け</u>ること。</p> <p><u>(イ) 利用者引継計画を作成し, 維持管理・運営期間開始日の1か月前までに組合に提出するとともに, 運営開始日の前日に完全かつ迅速に組合からの利用者の引継ぎを受け</u>ること。</p> <p><u>(以降, (エ) から (キ) が (ウ) から (カ) に繰り上がり。)</u></p>
26	第4				<p><u>ケ</u> <u>平成24年4月から平成26年3月の開業準備期間においては, 開業準備業務として, 第2, 2, (5), (イ)に示す運営業務を実施</u>すること。</p>

【事業契約書 (案)】

頁	章	節	項	旧	新
5	2	2	第14条	<p>2 事業者は, 本施設の建設を建設企業に請け負わせるものとする。事業者は, 本施設の建設を請け負わせる建設企業について, あらかじめ関係資料を添えて組合に通知し, 承諾を得なければならない。<u>建設企業が, さらにその一部を第三者に請け負わせようとする場合も, 同様とする。</u></p>	<p>2 事業者は, 本施設の建設を建設企業に請け負わせるものとする。事業者は, 本施設の建設を請け負わせる建設企業について, あらかじめ関係資料を添えて組合に通知し, 承諾を得なければならない。</p>
7	2	2	第18条	<p>2 組合は, 前項により本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合におい</p>	<p>2 組合は, 前項により本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合におい</p>

頁	章	節	項	旧	新
				て、必要があると認める場合は、本件工事期間を変更することができる。	て、必要があると認める場合は、本件工事期間を変更（ <u>施設供用開始日又は施設全面供用開始日の変更を含む。以下、本章において同じ。</u> ）することができる。
9	3		第24条	4 事業者は、組合に対して竣工検査等の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告する。	4 事業者は、組合に対して竣工検査等の結果を検査済証又は <u>仮使用承認通知書</u> その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告する。
10	3		第27条	第27条 組合は、前条第1項に基づく引渡後、本施設に瑕疵があることが判明したときは、速やかに事業者へ通知した上、事業者に対して、相当の期間を定めて当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。但し、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、組合は修補を要求することができない。 2 前項による事業者に対する瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、 <u>当該施設の引渡しの日から2年以内（什器及び木造の建物については1年以内）</u> に行わなければならない。但し、事業者が当該瑕疵を知っていたとき、その瑕疵が事業者の故意若しくは重大な過失により生じた場合又は構造耐力上主要な部分若しくは雨水の侵入を防止する部分について生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、引渡しの日から10年間とする。	第27条 組合は、前条第1項に基づく引渡後、本施設（ <u>什器を除く。以下、本条において同じ。</u> ）に瑕疵があることが判明したときは、速やかに事業者へ通知した上、事業者に対して、相当の期間を定めて当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。但し、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、組合は修補を要求することができない。 2 前項による事業者に対する瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、 <u>本施設の引渡しの日から2年以内（備品、設備及び木造の建物については1年以内）</u> に行わなければならない。但し、事業者が当該瑕疵を知っていたとき、その瑕疵が事業者の故意若しくは重大な過失により生じた場合又は構造耐力上主要な部分若しくは雨水の侵入を防止する部分について生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、引渡しの日から10年間とする。
10	4	1	第28条	第4章 既存施設の運営引継ぎ  <u>第1節 既存施設の運営引継ぎ業務</u>	第4章 <u>開業準備及び既存施設の運営引継ぎ</u>  <u>（削除）</u>  <u>（開業準備）</u> <u>第28条 事業者は、自らの責任と費用負担において、本契約、入札説明書等及び事業者提案に定める条件に従い、平成24年4月1日以降、開業準備業務を開始し、かつ、施設全面供用開始日までに開業準備業務を完了させる。組合は、事業者が本契約、入札説明書等及び事業者提案に定める条件に従い、開業準備業務に関する対価を支払う。</u> <u>2 組合は、開業準備業務に係る要求水準を変更する場合、事前に事業者に対して通知の上、事業者の合意を得なければならない。要求水準の変更起因して開業準備業務に係る費用が増加するときは、組合は当該増加費用を負担する。</u> <u>3 組合は、組合の責めによる事業内容の変更、用途変更等起因して開業準備業務に係る費用が増加するときは、当該増加費用を負担する。</u> <u>4 本契約に特段の定めのない限り、開業準備業務に係る費用が増加した場合、事業者が当該増加費用を負担する。</u>

頁	章	節	項	旧	新
					<p><b>5 事業者は、開業準備業務を完了した場合には速やかに組合に対して通知を行う。</b></p> <p><b>(以降、条番号繰り下がり。)</b></p>
10	4			<p>第28条 事業者は、自らの責任と費用負担において、本契約、入札説明書等及び事業者提案に定める条件に従い、平成26年1月1日以降、運営引継ぎ業務を開始し、かつ、<b>運営業務</b>開始日までに運営引継ぎ業務を完了させる。組合は、事業者が本契約、入札説明書等及び事業者提案に定める条件に従い、運営引継ぎ業務に関する対価を支払う。</p>	<p>第29条 事業者は、自らの責任と費用負担において、本契約、入札説明書等及び事業者提案に定める条件に従い、平成26年1月1日以降、運営引継ぎ業務を開始し、かつ、<b>施設全面供用</b>開始日までに運営引継ぎ業務を完了させる。組合は、事業者が本契約、入札説明書等及び事業者提案に定める条件に従い、運営引継ぎ業務に関する対価を支払う。</p>
11	4		第29条	<p>(運営引継業務に関して生じた損害)</p> <p>第29条 事業者が運営引継業務を履行する過程で、又は履行した結果、事業者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が発生したときは、事業者がその損害を賠償しなければならない。但し、組合の責めに帰すべき事由による場合には、組合がその損害を負担しなければならない。</p> <p>2 前項のほか、運営引継業務に関して、法令の変更又は不可抗力により事業者又は第三者に損害が発生し、当該損害を法令上組合又は事業者が第三者に賠償する義務がある場合の負担については、第8章又は第9章に従う。</p>	<p>(<b>開業準備業務及び</b>運営引継業務に関して生じた損害)</p> <p>第30条 事業者が<b>開業準備業務及び</b>運営引継業務を履行する過程で、又は履行した結果、事業者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が発生したときは、事業者がその損害を賠償しなければならない。但し、組合の責めに帰すべき事由による場合には、組合がその損害を負担しなければならない。</p> <p>2 前項のほか、<b>開業準備業務及び</b>運営引継業務に関して、法令の変更又は不可抗力により事業者又は第三者に損害が発生し、当該損害を法令上組合又は事業者が第三者に賠償する義務がある場合の負担については、第8章又は第9章に従う。</p>
15	7		第42条	<p>2 <b>本施設の引渡し日</b>以降において、次の各号のいずれかに該当する場合には、組合は、事業者に対してその旨を書面により通知した上で、相当期間を定めてその改善を求め、当該期間中に当該通知事由が改善されないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。</p>	<p>2 <b>施設全面供用開始日</b>以降において、次の各号のいずれかに該当する場合には、組合は、事業者に対してその旨を書面により通知した上で、相当期間を定めてその改善を求め、当該期間中に当該通知事由が改善されないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。</p>
15	7		第42条	<p>3 <b>本施設の引渡し日</b>の前後を問わず、次に掲げる場合には、組合は、事業者に対して何らの催告を要せず、直ちに本契約の全部を解除することができる。</p>	<p>3 <b>施設全面供用開始日</b>の前後を問わず、次に掲げる場合には、組合は、事業者に対して何らの催告を要せず、直ちに本契約の全部を解除することができる。</p>
15	7		第43条	<p>第43条 <b>本施設の引渡し日</b>に前条により本契約が解除された場合、事業者は組合に対して、施設整備費相当額（割賦金利を除く。）の100分の10に相当する金額を違約金として支払わなければならない。組合は解除日以後本契約に基づくサービス対価の支払義務を免れる。</p>	<p>第44条 <b>施設供用開始日</b>前に前条により本契約が解除された場合、事業者は組合に対して、施設整備費相当額（割賦金利を除く。）の100分の10に相当する金額<b>及び</b><b>解除日の属する事業年度の開業準備業務相当額の合計額</b>を違約金として支払わなければならない。組合は解除日以後本契約に基づくサービス対価の支払義務を免れる。</p> <p>2 <b>施設供用開始日以降、施設全面供用開始日</b>前に前条により本契約が解除された場合、事業者は組合に対して、<b>施設整備費相当額のうち、部分引渡し後に行なう施設整備に対する対価（割賦金利を除く。）の100分の10に相当する金額及び</b><b>解除日の属する事業年度の開業準備業務相当額並びに</b><b>運営引継業務相当額の合計額</b>を違約金とし</p>

頁	章	節	項	旧	新
					<p>て支払わなければならない。組合は解除日以後本契約に基づくサービス対価の支払義務を免れる。なお、組合は、本施設の出来形部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を買い取ることができる。この場合、当該出来形部分の買受代金と上記違約金を対当額で相殺することにより決済することができる。組合の支払方法については、一括払い又は解除前のスケジュールに従った分割払いのいずれかを組合が選択する。</p> <p>(中略)</p> <p><u>5 第2項の場合、組合は、すでに本契約に基づいて得た本件各施設その他の所有権及び著作権その他の権利の一切を保持する。</u></p>
16	7		第44条	<p>第44条 <u>本施設の完成後</u>に第42条（事業者の債務不履行による契約解除）により本契約が解除された場合、事業者は組合に対し、維持管理・運営業務費相当額の100分の10に相当する金額を違約金として支払わなければならない。なお、組合は、本件業務のうち履行済みの業務に相当するサービス対価の未払分を当該違約金と相殺することにより決済した上、その残額を組合の選択により、経過利息を付した上、解除前の支払スケジュールに従って、又は一括払いにより支払う。</p>	<p>第45条 <u>施設全面供用開始日以降</u>に第43条（事業者の債務不履行による契約解除）により本契約が解除された場合、事業者は組合に対し、<u>解除日の属する事業年度の</u>維持管理・運営業務費相当額の100分の10に相当する金額を違約金として支払わなければならない。なお、組合は、本件業務のうち履行済みの業務に相当するサービス対価の未払分を当該違約金と相殺することにより決済した上、その残額を組合の選択により、経過利息を付した上、解除前の支払スケジュールに従って、又は一括払いにより支払う。</p>
16	7		第45条	<p>2 前項による解除が、<u>本施設の引渡し完了前</u>である場合、組合は、事業者に対し、本施設又はその出来形部分を確認の上、別紙6記載のサービス対価のうち工事の完成割合に応じた額を一括又は解除前の支払いスケジュールに従った分割払い（分割払いに伴う金利を含む。）のいずれか事業者の選択する方法により支払う。当該支払いが完了した時に<u>当該施設又は出来形の所有権</u>は組合に移転するものとする。</p> <p>3 第1項によって解除がなされた場合で、本施設の引渡しがすでに完了している場合、組合は、事業者に対し、別紙6のサ</p>	<p>2 前項による解除が、<u>施設供用開始日前</u>である場合、組合は、事業者に対し、本施設又はその出来形部分を確認の上、別紙6記載のサービス対価のうち工事の完成割合に応じた額を一括又は解除前の支払いスケジュールに従った分割払い（分割払いに伴う金利を含む。）のいずれか事業者の選択する方法により支払う。当該支払いが完了した時に<u>本施設又は出来形の所有権</u>は組合に移転するものとする。</p> <p>3 <u>第1項によって解除がなされた場合で、施設供用開始日以降、施設全面供用開始日前である場合、</u>組合は、事業者に対し、<u>本施設又はその出来形部分を確認の上、別紙6のサービス対価のうち、施設整備費相当分の部分引渡しまでに行なう施設整備に対する対価及び部分引渡し後に行なう施設整備に対する対価のうち工事の完成割合に応じた額の合計金額の未払い額を解除前の支払スケジュールに従って、又は一括払いのいずれか事業者の選択する方法により支払う。</u></p> <p>4 第1項によって解除がなされた場合で、本施設の引渡しがすでに完了している場合、組合は、事業者に対し、別紙6のサ</p>

頁	章	節	項	旧	新
				<p>ービス対価のうち、施設整備費相当分の合計金額の未払い額を解除前の支払スケジュールに従って、又は一括払いのいずれか事業者の選択する方法により支払う。</p> <p><u>4</u> 第1項によって解除がなされた場合で、維持管理及び運営業務の一部がすでに適正に遂行されている場合、組合は、事業者に対し、当該遂行済み業務に相当する別紙6のサービス対価のうち、維持管理・運営業務相当分の未払い額を解除前の支払いスケジュールに従った方法により支払う。</p>	<p>ービス対価のうち、施設整備費相当分の合計金額の未払い額を解除前の支払スケジュールに従って、又は一括払いのいずれか事業者の選択する方法により支払う。</p> <p><u>5</u> 第1項によって解除がなされた場合で、<u>開業準備業務、運営引継業務又は維持管理業務</u>及び運営業務の一部がすでに適正に遂行されている場合、組合は、事業者に対し、当該遂行済み業務に相当する別紙6のサービス対価のうち、<u>開業準備業務、運営引継業務又は維持管理・運営業務</u>相当分の未払い額を解除前の支払いスケジュールに従った方法により支払う。</p>
23	別紙1			<p>3 「運営引継期間」とは、平成24年4月1日から平成26年3月31日又は期間途中で本契約が解除若しくは解約によって終了する日までの期間をいう。</p>	<p>3 「運営引継期間」とは、平成26年1月1日から平成26年3月31日又は期間途中で本契約が解除若しくは解約によって終了する日までの期間をいう。</p> <p><u>4 「開業準備期間」、平成24年4月1日から平成26年3月31日又は期間途中で本契約が解除若しくは解約によって終了する日までの期間をいう。</u></p> <p><u>(以降、4から36が5から37に繰り下がりがり。)</u></p>
26	別紙2			<p>本施設の設計・建設 事業契約締結日～平成25年12月末日</p> <p>維持管理業務 平成24年4月1日</p> <p>施設供用開始日 平成24年●月●日</p> <p>運営引継業務開始日 平成26年1月1日</p> <p>施設整備完了期限 平成26年3月31日</p> <p>運営業務開始日 平成26年4月1日</p> <p>維持管理業務及び運営業務終了 平成41年3月31日</p>	<p>本施設の設計・建設 事業契約締結日～平成26年3月31日</p> <p>開業準備業務 平成24年4月1日</p> <p>施設供用開始日 平成24年●月●日</p> <p>運営引継業務開始日 平成26年1月1日</p> <p>施設整備完了期限 平成26年3月31日</p> <p>施設全面供用開始日 平成26年4月1日</p> <p>維持管理業務及び運営業務終了 平成41年3月31日</p>
29	別紙3			<p><u>(5)</u> 運営引継業務</p> <p><u>4. 提案事業</u></p>	<p><u>4. 運営引継業務</u></p> <p><u>(ア) 職員の研修</u></p> <p><u>(イ) 福祉サービスの引継ぎ</u></p> <p><u>(ウ) 施設管理の引継ぎ</u></p> <p><u>(エ) 文書等の引継ぎ</u></p> <p><u>5. 開業準備業務</u></p> <p><u>6. 提案事業</u></p>
32	別紙6	1		<p>運営引継業務相当額 運営引継業務に対する対価 <u>運営引継期間にわたり支払</u></p>	<p><u>開業準備業務相当額 開業準備業務に対する対価 開業準備期間にわたり支払</u></p> <p>運営引継業務相当額 運営引継業務に対する対価 <u>運営引継終了後に支払</u></p>
32	別紙6	2	(1)	<p>組合は、施設整備費相当額として、施設整備費及び割賦金利の合計額を事業者を支払う。</p> <p>施設整備費相当額の80パーセントに相当する額を組合への所有権の移転後、一括して支払う<u>予定である</u>。その他の対価は、維持管理・運営期間にわたって割賦で支払う。</p>	<p>組合は、施設整備費相当額として、施設整備費及び割賦金利の合計額を事業者を支払う。</p> <p>施設整備費相当額の80パーセントに相当する額を組合への所有権の移転後、一括して支払う。その他の対価は、維持管理・運営期間にわたって割賦で支払う。</p>
33	別紙6	2	(1) ①	<p>金利決定基準日の東京時間午前10時にテレレート17143ページに発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE (TSR)6か月 LIBOR ベース15年物 (円-円) 金利スワップレートとする。</p>	<p>金利決定基準日の東京時間午前10時にテレレート17143ページに発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE (TSR)6か月 LIBOR ベース15年物 (円-円) 金利スワップレートとする。</p>

頁	章	節	項	旧	新
				金利決定基準日は施設全面供用開始日の2銀行営業日前とする。なお、提案時に使用する基準金利は、●%とする。	金利決定基準日は施設全面供用開始日の2銀行営業日前とする。なお、提案時に使用する基準金利は、 <u>2.0%</u> とする。
33	別紙 6	2		<p>(2) 運営引継業務相当額 組合は、運営引継業務相当額を運営引継期間にわたり年4回事業者に支払う。</p> <p>(3) 維持管理・運営業務相当額 組合は、維持管理・運営業務相当額として維持管理・運営期間にわたり年4回事業者に支払う。</p>	<p>(2) <u>開業準備業務相当額</u> 組合は、<u>開業準備業務相当額</u>を開業準備期間にわたり年4回事業者に支払う。なお、<u>各回の支払いを平準化は行わない。</u></p> <p>(3) 運営引継業務相当額 組合は、運営引継業務相当額を運営引継業務終了後、事業者に支払う。</p> <p>(4) 維持管理・運営業務相当額 組合は、維持管理・運営業務相当額として維持管理・運営期間にわたり年4回、<u>各回平準化した額</u>を事業者に支払う。</p>

【様式集】

頁	章	節	項	旧	新
様式 20				<p>経常活動ー収入</p> <p>その他手数料（共同生活介護） サービス対価（運営引継業務相当額）</p>	<p>経常活動ー収入</p> <p>その他手数料（共同生活介護） <u>サービス対価（開業準備業務相当額）</u> サービス対価（運営引継業務相当額）</p>
様式 59				<p>組合の支払うサービス対価</p> <p>施設整備費相当額（割賦払金利息）※1 運営引継業務相当額</p>	<p>組合の支払うサービス対価</p> <p>施設整備費相当額（割賦払金利息）※1 <u>開業準備業務相当額</u> 運営引継業務相当額</p>